

## 仙台市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱

(平成 27 年 6 月 10 日危機管理監決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成 25 年仙台市条例第 33 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、仙台市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第 2 条 市長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合には、直ちに本部を設置する。

2 本部は、原則として青葉区役所 4 階災害情報センターに設置する。

3 市長は、法第 32 条第 5 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた場合には、遅滞なく本部を廃止する。

4 市長は、本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関に通知するとともに、市民に周知するものとする。

(副本部長等)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項に定める副本部長は、副市長をもって充てる。

2 副本部長が職務を代理する順序は、市長職務代理順序規則(平成 17 年仙台市規則第 46 号)に定める順序の例による。

3 条例第 2 条第 3 項に定める本部員は、別表第 1 に定める本部員の項に掲げる職にある者及び副本部長が必要と認める者をもって充てる。

4 本部員のうち、危機管理監を主管本部員とする。

5 主管本部員は、副本部長及び副本部長を補佐し、副本部長の命を受けて本部運営に関する統括、調整及び指示を行う。

6 本部に幹事を置き、別表第 1 に定める幹事の項に掲げる職にある者及び副本部長が必要と認める者をもって充てる。

7 幹事は、次条に規定する本部員会議に付議すべき事項を事前に調整するとともに、副本部長が指示した事項を調査検討する。

(本部員会議)

第 4 条 本部員会議は、副本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、新型インフルエンザ等対策に関する重要事項を協議決定し、実施する。

2 本部員会議は、副本部長が招集する。

3 主管本部員は、特定の事項の対策について協議する必要があると認めるときは、関係のある職にある本部員で構成する関係本部員会議を開催し、これを総括する。

(部)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項に定める部は、別表第 2 に定めるものとし、部に別表第 3 に定める班を置く。

- 2 部及び班の事務分掌は、別表第3に定めるところによる。
- 3 部に、条例第4条第3項に定める部長のほか、副部長及び班長を置く。
- 4 部長及び副部長は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てるものとし、班長は、部長が指名する。
- 5 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、あらかじめ部長が指名する副部長がその職務を代理する。
- 7 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(情報連絡室)

第6条 部長は、本部の設置と同時に部に情報連絡室を設置し、部内における指揮体制及び情報連絡体制を確保する。

(区本部)

第7条 本部に、別表第2に定める区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区本部」という。）を置く。

- 2 区本部は、原則として各区役所に設置する。
- 3 区本部に班を置き、班の事務分掌は、別表第4に定めるところによる。
- 4 区本部に、区本部長、区副本部長、区本部員及び班長を置く。
- 5 区本部長、区副本部長及び区本部員は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てるものとし、班長は、区本部長が指名する。
- 6 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。
- 7 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときは、あらかじめ区本部長が指名する区副本部長がその職務を代理する。
- 8 区本部員は、区本部長の命を受けて、区本部の事務に従事する。
- 9 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(区本部員会議)

第8条 区本部員会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成し、区の区域内の新型インフルエンザ等対策に必要な事項について協議、調整を行う。

- 2 区本部長は、必要に応じて区本部員会議を招集し、主催する。

(区本部長の任務等)

第9条 区本部長は、区の区域内における新型インフルエンザ等対策の円滑な実施を推進するため、関係する部の部長と緊密な連携を図るものとする。

- 2 区本部長は、区内の新型インフルエンザ等に係る応急対策について、緊急を要すると認めるときは、必要な限度において、区の区域を管轄する本庁出先機関の長に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。この場合、区本部長はその旨を速やかに本部長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 本部に本部事務局、区本部に区本部事務局を置く。

2 本部事務局及び区本部事務局の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(標識)

第 11 条 本部及び区本部を設置した場合は、別図 1 の規格による表札を掲示するものとする。

2 本部長、副本部長、部長、区本部長、本部職員及び区本部職員が新型インフルエンザ等対策の活動に従事するときは、別図 2 の規格による腕章を着用するものとする。

(情報連絡員の派遣)

第 12 条 部長及び区本部長（以下「部長等」という。）は、本部が設置され、本部長から本部事務局への情報連絡員の派遣が指示された場合、速やかに情報連絡員を本部事務局に派遣する。

2 前項の情報連絡員は、部及び区本部からあらかじめ部長等が指名する。

(応援職員の派遣)

第 13 条 部長等は、新型インフルエンザ等対策の実施のため、応援職員の派遣を求める必要があるときは、本部長に応援職員の派遣について要請することができる。

2 本部長は、前項に規定する要請を受けたときは、必要に応じて、他の部又は区本部の職員を派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員は、派遣先の部長等の指揮のもとに行動するものとする。

(被害状況等の報告)

第 14 条 部長等は、それぞれの分掌事務に係る被害状況について、速やかに本部長に報告しなければならない。

2 被害状況等の報告に関し必要な事項は、別に定める。

(新型インフルエンザ等対応マニュアルの作成)

第 15 条 局長及び区長は、新型インフルエンザ等対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）を作成し、本部が設置された場合の対応について具体的に定めておくものとする。

2 対応マニュアルの内容について変更等があったときは、その都度危機管理監に報告するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 10 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 14 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1（第3条関係）

本部長	市長		
副本部長	副市長		
本部員	主管本部員：危機管理監 危機管理局長 総務局長 まちづくり政策局長 財政局長 市民局長 健康福祉局長 こども若者局長 環境局長 経済局長	文化観光局長 都市整備局長 建設局長 議会事務局長 会計管理者 消防局長 教育長 水道事業管理者 交通事業管理者	ガス事業管理者 病院事業管理者 青葉区長 宮城野区長 若林区長 太白区長 泉区長
幹事	危機管理局危機管理課長 危機管理局危機対策課長 危機管理局防災計画課長 危機管理局減災推進課長 総務局庶務課長 まちづくり政策局政策調整課長 財政局財政企画課長 市民局区政課長 健康福祉局総務課長 健康福祉局保健管理課長 健康福祉局感染症対策課長 こども若者局総務課長 環境局総務課長 経済局経済企画課長 文化観光局交流企画課長	都市整備局総務課長 建設局総務課長 議会事務局庶務課長 会計室会計課長 消防局総務課長 教育局総務課長 水道局総務課長 交通局総務課長 ガス局総務課長 市立病院総務課長 青葉区区民生活課長 宮城野区区民生活課長 若林区区民生活課長 太白区区民生活課長 泉区区民生活課長	

別表第2（第5条、第7条関係）

部	総務部 まちづくり政策部 財政部 市民部 健康福祉部 こども若者部 環境部	経済部 文化観光部 都市整備部 建設部 議会部 会計部 消防部	教育部 水道部 交通部 ガス部 市立病院部
区新型インフルエンザ等対策本部	青葉区新型インフルエンザ等対策本部      太白区新型インフルエンザ等対策本部 宮城野区新型インフルエンザ等対策本部      泉区新型インフルエンザ等対策本部 若林区新型インフルエンザ等対策本部		

別表第3（第5条関係）

## 部 事 務 分 掌 表

## 各部共通処理事項

<p>すべての班の 共通処理事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務の安定的実施のための体制の構築に関すること</li> <li>② 罹患職員増加による出勤職員の減少に伴う業務体制の見直しに関する こと</li> <li>③ 所管業務の委託業者等への感染防止対策徹底の指示に関すること</li> <li>④ 発生地域又はその周辺地域からの出張者等の受け入れ又は派遣の把握 及び検討に関すること</li> <li>⑤ 発生地域又はその周辺地域と関係する所管事業の把握及び検討に関 すること</li> <li>⑥ 所管事業（催し物等）の実施、中止の検討に関すること</li> <li>⑦ 職場及び所管施設における感染防止対策に関すること</li> <li>⑧ 所管施設における臨時休館、再開等の検討に関すること</li> <li>⑨ 所管施設との連絡調整に関すること</li> <li>⑩ 新型インフルエンザ等対策の実施に係る所管施設の提供及び準備に 関すること</li> <li>⑪ 市民、事業者への支援対策の周知に関すること</li> <li>⑫ 職員に対する研修会等の実施に関すること</li> </ul>
<p>各部庶務担当班 共通処理事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各局区新型インフルエンザ等対応マニュアル及び各種ガイドライン 等の作成及び見直しに関すること。</li> <li>② 部内職員の罹患及び欠勤状況等の集約に関すること</li> <li>③ 部内所管施設における感染防止対策及び運営状況の集約に関するこ と</li> <li>④ 部内各班との連絡調整に関すること</li> <li>⑤ 本部、区本部、他部との連絡調整に関すること</li> <li>⑥ 新型インフルエンザ等対策活動の記録保存及び報告書作成等に関す ること</li> <li>⑦ 部内の支援ニーズの把握に関すること</li> <li>⑧ 他の部又は区本部への応援職員の派遣に関すること</li> <li>⑨ 他の部又は区本部からの応援職員の受け入れに関すること</li> <li>⑩ 特定接種の調整に関すること</li> <li>⑪ 部内他班に属さないこと</li> </ul>



総 務 部

担当局（総務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局） 部長（総務局長） 副部長（総務局次長、総務局参事（政策広報担当）、総務部長、人材育成部長、東京事務所長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長）	
本部事務局 （広報課）	① 本部事務局の事務に関する事 ② 広報内容の総括及び整理に関する事 ③ 広報担当チームに関する事 ④ 広報紙、ホームページ等による市民への市内における発生状況、感染防止対策等の広報に関する事 ⑤ 市民生活に影響を及ぼす市の休止事業及び休館施設等の広報に関する事 ⑥ ライフラインや公共交通機関の事業者への安定的事業運営の継続要請の広報に関する事 ⑦ 市民、事業者へのライフラインや生活関連物資等の使用抑制要請の広報に関する事 ⑧ 市民・事業者への廃棄物排出抑制要請の広報に関する事 ⑨ 報道機関への情報の提供、報道機関への対応及び報道要請に関する事 ⑩ 記者会見に関する事
秘書班 （秘書課）	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事
庶務班 （庶務課） （文書法制課） （行政経営課） （監査事務局）	【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】 ① 引き継ぎ保存文書の保全に関する事 ② 部内の他班への応援に関する事
職員班 （人事課） （労務課） （人事委員会事務局）	① 職員の動員、配置状況の総括に関する事 ② 各部、区本部間の職員の配置の調整に関する事（臨時的任用職員に関する事を含む） ③ 職員の罹患及び欠勤状況等の総括に関する事
厚生班 （厚生課） （職員共済組合事務局） （職員互助会） （職員研修所） （選挙管理委員会事務局）	① 職員の安全衛生に関する事 ② 部内の他班への応援に関する事
東京事務所班 （東京事務所）	① 国の対応等の情報収集に関する事 ② 国会各省庁その他諸機関との連絡調整に関する事

## まちづくり政策部

担当局（まちづくり政策局） 部長（まちづくり政策局長） 副部長（ダイバーシティ推進担当局長、デジタル戦略推進担当局長、まちづくり政策局次長、防災環境都市推進室長、政策企画部長、デジタル戦略推進部長）	
庶務班 （政策調整課） （政策企画課） （プロジェクト推進課） （ダイバーシティ推進課）	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】</b> ① 政府、国会等に対する陳情に関すること ② 空港の防疫体制等の把握に関すること ③ 港湾の防疫体制等の把握に関すること
防災環境都市推進班 （防災環境都市推進室）	① 部内の他班への応援に関すること ② 他の部又は区本部への応援に関すること
情報班 （行政デジタル推進課） （BPR推進課） （まちのデジタル推進課） （情報システム課）	① 各種情報システム及びそのデータの保全の総括に関すること ② 各種ネットワーク（庁内 LAN、統合ネットワーク、基幹系ネットワーク）の保全に関すること ③ 各部が行う ICT を活用した情報の発受信の支援に関すること ④ 被災者支援基礎情報システムの運用支援に関すること

## 財 政 部

担当局（財政局） 部長（財政局長） 副部長（税務監、財政局次長、財政部長、理財部長、税務部長、納税部長）	
庶務班 （財政企画課） （財政課）	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】</b> ① 新型インフルエンザ等対策に係る予算の総合調整に関すること ② 新型インフルエンザ等対策に係る流用若しくは予備費充用又は補正予算の専決処分に関すること ③ 国、県等の補助金に関すること
契約班 （契約課） （検査課）	① 新型インフルエンザ等対策に係る物品の調達に関すること ② 新型インフルエンザ等発生時における広報誌及び資料等の浄書、印刷に関すること
理財班 （財産管理課） （庁舎管理課） （本庁舎整備室） （用地課）	① 庁舎の立ち入り制限等の検討・実施に関すること ② 庁内放送の実施に関すること ③ 共用車の運行調整に関すること
税務班 （税制課） （市民税企画課） （資産税企画課） （市民税課）	① 新型インフルエンザ等発生に伴う市税の減免及び徴収猶予の実施方針等に関すること ② 部内の他班への応援に関すること ③ 他の部又は区本部への応援に関すること

(資産課税課) (北固定資産税課) (南固定資産税課)	
納税班 (収納管理課) (徴収対策課) (北徴収課) (南徴収課)	① 新型インフルエンザ等発生に伴う市税の減免及び徴収猶予の適用に関すること ② 部内の他班への応援に関すること ③ 他の部又は区本部への応援に関すること

## 市 民 部

担 当 局 (市民局) 部 長 (市民局長) 副 部 長 (市民局次長、区政部長、市民活躍推進部長、生活安全安心部長)	
庶務班 (区政課) (戸籍住民課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】
広聴相談班 (広聴課)	① 新型インフルエンザ等発生に係る広聴相談に関すること ② 他機関の相談担当窓口との連絡調整に関すること
市民活躍推進班 (市民協働推進課) (男女共同参画課) (地域政策課)	① 新型インフルエンザ等発生時におけるせんだい男女共同参画財団との連絡調整に関すること ② 新型インフルエンザ等発生時における仙台ひと・まち交流財団との連絡調整に関すること ③ コミュニティ・センター等地域施設の管理運営に関する連絡調整に関すること
生活安全安心班 (市民生活課) (自転車交通安全課) (消費生活センター)	① 県警及び各地区防犯協会等との連絡調整に関すること ② 地域の防犯対策に関すること ③ 新型インフルエンザ等発生時における消費生活相談に関すること ④ 生活関連物資等の価格安定等に係る措置に関すること

## 健 康 福 祉 部

担 当 局 (健康福祉局) 部 長 (健康福祉局長) 副 部 長 (健康福祉局次長、地域福祉部長、障害福祉部長、保険高齢部長、保健衛生部長、保健所長、衛生研究所長)	
庶務班 (総務課) (社会課) (災害援護資金課) (保護自立支援課) (収納対策室) (保険年金課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 ① 要援護者等への生活支援に関すること ② 新型インフルエンザ等発生時における保険料等の減免の指導に関すること ③ 新型インフルエンザ等発生時における仙台市社会福祉協議会との連絡調整に関すること ④ 新型インフルエンザ等発生時における民生委員児童委員との連絡調整に関すること

障害企画班 (障害企画課) (障害者支援課) (障害福祉サービス指導課)	① 社会福祉施設等における感染防止対策に関すること
障害者総合支援センター班 (障害者総合支援センター)	① 障害者に係る相談及び指導に関すること
精神保健福祉総合センター班 (精神保健福祉総合センター)	① ところのケア対策に関すること ② 障害者に係る相談及び指導に関すること
発達相談支援センター班 (北部発達相談支援センター) (南部発達相談支援センター)	① 障害者に係る相談及び指導に関すること
高齢企画班 (高齢企画課) (地域包括ケア推進課) (介護保険課) (介護事業支援課)	① 社会福祉施設等における感染防止対策に関すること ② 新型インフルエンザ等発生時における仙台市健康福祉事業団との連絡調整に関すること
保健医療班 (医療政策課) (健康政策課) (予防企画課) (感染症対策課) (医療業務課)	① 本部事務局の事務に関すること (※予防企画課) ② サーベイランスの実施及び総括に関すること ③ 積極的疫学調査の実施及び総括に関すること ④ 感染症法に基づく患者及び濃厚接触者への対応及び総括に関すること ⑤ 特定接種及び住民接種の実施並びに総括に関すること ⑥ 臨時の予防接種に関すること ⑦ コールセンター及び帰国者・接触者相談センターの設置並びに総括に関すること ⑧ 帰国者・接触者外来に関すること ⑨ 仙台市感染制御地域支援チームに関すること ⑩ 抗インフルエンザウイルス薬の配布に関すること ⑪ 患者の早期発見、診断・医療体制に関すること ⑫ 医薬品、医療資機材等の備蓄及び整備に関すること ⑬ 感染防止対策の啓発に関すること ⑭ 東北厚生局、仙台検疫所、仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会等との連絡調整に関すること
生活衛生班 (保健管理課) (生活衛生課)	① 本部事務局の事務に関すること (※保健管理課) ② 動物のサーベイランスに関すること ③ 火葬場の稼働体制及び埋葬・火葬に関すること ④ 一時遺体安置場所の確保に関すること ⑤ 埋葬及び火葬許可等の手続きの特例に関すること ⑥ 葬祭業者との連絡調整に関すること
生出診療所班 (生出診療所)	① 医療活動に関すること
動物管理センター班 (動物管理センター)	① 狂犬病予防法に関すること ② 家庭動物等の適正飼育・終生飼育に関すること
食肉衛生検査所班 (食肉衛生検査所)	① 新型インフルエンザ等発生時の食肉市場における食肉の衛生確保及び検査に関すること

食品監視センター班 (食品監視センター)	① 新型インフルエンザ等発生時の中央卸売市場における食品の衛生確保及び検査に関すること
衛生研究所班 (衛生研究所)	① サーベイランスの実施に関すること ② 病原体に係る検査体制に関すること

## こども若者部

担当局 (こども若者局) 部長 (こども若者局長) 副部長 (こども若者局次長、こども家庭部長、こども若者支援部長、幼稚園・保育部長、幼稚園・保育部長、児童相談所長)	
庶務班 (総務課) (子育て応援都市推進課) (こども家庭保健課) (こども支援給付課) (若者支援課) (いじめ対策推進課) (児童クラブ事業推進課) (こども若者相談支援センター)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】</b> ① サーベイランスの実施に関すること ② こころのケア対策に関すること ③ 要援護者等への生活支援に関すること ④ 社会福祉施設等における感染拡大防止対策に関すること ⑤ 社会福祉施設等との連絡調整に関すること
幼稚園・保育班 (運営支援課) (幼保企画課) (認定給付課)	① サーベイランスの実施に関すること ② 要援護者等への生活支援に関すること ③ 新型インフルエンザ等発生時における保育料の減免の指導に関すること
児童相談班 (保護支援課) (相談指導課) (心理支援課)	① 要援護者等への生活支援に関すること

## 環境部

担当局 (環境局) 部長 (環境局長) 副部長 (脱炭素都市推進担当局長、環境局次長、環境部長、脱炭素都市推進部長、先行地域担当部長、資源循環部長、施設部長)	
庶務班 (総務課)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】</b> ① 部内の他班への応援に関すること
環境班 (環境企画課) (環境共生課) (環境対策課)	① 動物のサーベイランスに関すること ② 部内の他班への応援に関すること

脱炭素都市推進班 (脱炭素政策課) (脱炭素経営推進課) (先行地域推進室)	① 部内の他班への応援に関する事
資源循環班 (資源循環企画課) (家庭ごみ減量課) (事業ごみ減量課) (各環境事業所)	① 市民、事業者への廃棄物排出抑制の要請に関する事 ② 部内の他班への応援に関する事
施設班 (施設課) (各工場)	① ごみ・し尿処理施設の安定的運営及び総合調整に関する事 ② 部内の他班への応援に関する事

## 経 済 部

担当局 (経済局) 部長 (経済局長) 副部長 (経済局次長、産業政策部長、イノベーション推進部長、農林部長、中央卸売市場長、農業委員会事務局長)	
庶務班 (経済企画課) (中小企業支援課) (商業・人材支援課) (スタートアップ支援課) (産業振興課) (企業立地課) (リサーチコンプレックス推進室)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】</b> ① 生活関連物資等の価格安定等に係る措置に関する事 ② 生活関連物資等の販売、営業状況の調査等に関する事 ③ ライフラインや公共交通機関の事業者への安定的事業運営の継続要請に関する事 ④ 事業者へのライフラインや生活関連物資等の使用抑制に関する事 ⑤ 事業者への各種相談窓口の設置に関する事 ⑥ 事業者に対する貸付の減免等の支援対策の周知に関する事
農林班 (農林企画課) (農振興課) (農業土木課) (農業委員会事務局)	① 動物のサーベイランスに関する事 ② 家畜の防疫に関する事 ③ 死亡獣畜 (畜産業) の収集、処理の相談に関する事 ④ 農林・漁業従事者への各種相談窓口の設置に関する事 ⑤ 農林・漁業従事者に対する貸付の減免等の支援対策の周知に関する事
中央卸売市場班 (管理課) (業務課) (食肉市場)	① 新型インフルエンザ等発生時における青果物、水産物及び食肉等の価格安定及び安定供給に関する事 ② 市場関連事業者等への感染防止対策徹底の要請に関する事 ③ 市場関連事業者等との市場業務の縮小、中止等の協議に関する事

## 文 化 観 光 部

担当局 (文化観光局) 部長 (文化観光局長) 副部長 (文化観光局次長、東北連携推進室長、観光交流部長、文化スポーツ部長)
--

庶務班 (交流企画課)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】</b> ① 外国人への新型インフルエンザ等対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること ② 外国人を対象とした情報提供及び外国人からの相談に関すること。 ③ 新型インフルエンザ等発生時における仙台観光国際協会との連絡調整に関すること (仙台市災害多言語支援センターを含む) ④ 新型インフルエンザ等発生時における言語ボランティアに関すること ⑤ 国際姉妹・友好都市／協定締結都市からの支援の受入れに関すること (フィンランド共和国オウル市を除く)
東北連携推進班 (東北連携推進室)	① 部内の他班への応援に関すること ② 他の部又は区本部への応援に関すること
観光交流班 (観光課) (誘客戦略推進課)	① 海外派遣中及び出張中職員等への対応に関すること ② 市内宿泊施設や観光施設との連絡調整に関すること ③ 仙台観光国際協会との連絡調整に関すること
文化スポーツ班 (スポーツ振興課) (文化振興課) (青葉山エリア複合施設整備室)	① 新型インフルエンザ等発生時における仙台市スポーツ振興事業団との連絡調整に関すること ② 新型インフルエンザ等発生時における仙台市市民文化事業団及び仙台フィルハーモニー管弦楽団との連絡調整に関すること

## 都 市 整 備 部

担当 局 (都市整備局) 部 長 (都市整備局長) 副 部 長 (都市整備局次長、技術管理室長、計画部長、総合交通政策部長、市街地整備部長、公共建築住宅部長、建築宅地部長)	
庶務班 (総務課)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】</b> ① 仙台市建設公社との連絡調整に関すること ② 市営駐車場 (仙台市泉中央駅前駐車場) の指定管理者との連絡調整に関すること
技術管理班 (技術管理室)	① 部内の他班への応援に関すること ② 他の部又は区本部への応援に関すること
計画班 (都市計画課) (都市景観課)	① 部内の他班への応援に関すること ② 他の部又は区本部への応援に関すること
総合交通政策班 (交通政策課) (公共交通推進課) (地域交通推進課)	① 市内公共交通機関の対応策及び運営状況の把握等に関すること ② 部内の他班への応援に関すること ③ 他の部又は区本部への応援に関すること
市街地整備班 (市街地整備課) (地下鉄沿線まちづくり課) (都心まちづくり課)	① 部内の他班への応援に関すること ② 他の部又は区本部への応援に関すること

公共建築班 (公共施設マネジメント推進課) (営繕課) (設備課)	① 部内の他班への応援に関する事 ② 他の部又は区本部への応援に関する事
住宅政策班 (住宅政策課) (市営住宅管理課)	① 市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する事業者との連絡調整に関する事
建築宅地班 (建築指導課) (建築審査課) (開発調整課) (宅地保全課)	① 部内の他班への応援に関する事 ② 他の部又は区本部への応援に関する事

## 建設部

担当局 (建設局) 部長 (建設局長) 副部長 (建設局次長、道路部長、百年の杜推進部長、下水道経営部長、下水道建設部長、下水道管理部長、八木山動物公園長)	
庶務班 (総務課)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】</b> ① 下水道施設への安定的運営に係る総合調整に関する事
道路班 (道路計画課) (道路管理課) (道路保全課) (道路施設課) (北道路建設課) (南道路建設課)	① 部内の他班への応援に関する事 ② 他の部又は区本部への応援に関する事
百年の杜推進班 (百年の杜推進課) (公園管理課) (公園整備課)	① 部内の他班への応援に関する事 ② 他の部又は区本部への応援に関する事
下水道経営班 (経営企画課) (業務課)	① 下水道施設への安定的運営に関する事 ② 他の部又は区本部への応援に関する事
下水道建設班 (下水道計画課) (管路建設課) (施設建設課) (河川課)	① 下水道施設への安定的運営に関する事 ② 他の部又は区本部への応援に関する事



下水道管理班 (下水道調整課) (下水道北管理センター) (下水道南管理センター) (南蒲生浄化センター) (設備管理センター)	① 下水道施設への安定的運営に関する事 ② 他の部又は区本部への応援に関する事
八木山動物公園班 (管理課) (飼育展示課)	① 動物のサーベイランスに関する事 ② 部内の他班への応援に関する事

## 会 計 部

担 当 局 (会計室) 部 長 (会計管理者) 副 部 長 (会計課長)	
会計班 (会計課)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】</b> ① 新型インフルエンザ等発生時における出納に関する事

## 消 防 部

担 当 局 (消防局) 部 長 (消防局長) 副 部 長 (消防局次長、総務部長、警防部長、救急部長、予防部長)	
庶務班 (総務課)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】</b> ① 消防団員の罹患状況等の集約及び活動可能な消防団員の把握等に関する事 ② 罹患消防団員の増加等した場合における出動区分、部隊編成の組み換え等に関する事 ③ 消防団員に対する研修会等の実施に関する事 ④ 不急の会議、研修会等の延期又は中止に関する事 ⑤ 消防庁、県及び消防関係機関との連絡調整に関する事
管理班 (管理課)	① 新型インフルエンザ等対策に係る予算の調整に関する事 ② 新型インフルエンザ等に係る消防業務に関連する広報実施に関する事
警防班 (警防課)	① 警防活動に係る総合調整に関する事 ② 警防本部及び大隊本部体制の強化に関する事 ③ 非常用救急自動車を活用した救急隊増隊に関する事 ④ 罹患消防団員の増加等した場合における出動区分、部隊編成の組み換え等に関する事 ⑤ 消防庁等からの情報収集に関する事
救急班 (救急企画課) (救急指導課)	① 救急活動に係る総合調整に関する事 ② 感染防止用資器材の調達等に関する事 ③ 救急資器材等滅菌処理体制の強化等に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 感染性廃棄物処理体制の強化等に関する事</li> <li>⑤ 救急車受入れ可能医療機関の情報収集に関する事</li> <li>⑥ 救急隊員による現場トリアージの実施に関する事</li> <li>⑦ 新型インフルエンザ等の患者搬送専用救急車の準備に関する事</li> <li>⑧ 非常用救急自動車を活用した救急隊増隊に関する事</li> <li>⑨ 救急車適正利用の広報に関する事</li> </ul>
指令班 (指令課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型インフルエンザ等対策本部への本部事務局員の参集に関する事</li> <li>② 消防指令センター勤務経験者への機器操作研修に関する事</li> <li>③ 消防指令センター配置人員の増員に関する事</li> <li>④ 消防指令センター勤務経験者による応援体制に関する事</li> <li>⑤ 救急車受入れ可能医療機関の情報収集に関する事</li> <li>⑥ 119番受信時におけるトリアージ実施に関する事</li> <li>⑦ 119番通報増加に備えた対応要領に関する事</li> </ul>
消防航空班 (消防航空隊)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防ヘリコプターによる医療体制に関する事</li> <li>② 他の防災ヘリコプター等との広域応援体制に関する事</li> </ul>
予防班 (予防課) (規制指導課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問防火指導実施時における災害弱者への注意喚起に関する事</li> <li>② 防火・防災啓発活動時における市民への注意喚起に関する事</li> <li>③ 部内の他班への応援に関する事</li> </ul>
消防班 (各消防署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 感染防止用資器材の調達等に関する事</li> <li>② 救急資器材等滅菌処理体制の強化等に関する事</li> <li>③ 感染性廃棄物処理体制の強化等に関する事</li> <li>④ 訪問防火指導実施時における災害弱者への注意喚起に関する事</li> <li>⑤ 防火・防災啓発活動時における市民への注意喚起に関する事</li> </ul>

## 教 育 部

担当局(教育局) 部長(教育長) 副部長(副教育長、教育局次長、総務企画部長、教育人事部長、教育人事部参事、学校教育 部長、学校教育部参事、生涯学習部長)	
庶務班 (総務課) (学校規模適正化推進室)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】</b> ① 感染防止対策の徹底及び職員等への私的旅行の自粛要請に関する事
学事班 (学事課)	① 流行地域又はその周辺地域からの転入児童・生徒への対応に関する事 ② 感染防止対策のための必要物資の準備に関する事 ③ 児童生徒・保護者の支援策の周知に関する事
学校施設班 (学校施設課)	① 部内の他班への応援に関する事
健康教育班 (健康教育課)	① サーベイランスの実施に関する事 ② 学校・保護者・児童生徒に対する情報提供及び感染防止対策の周知に関する事 ③ 感染の疑いがある児童生徒の早期発見と受診指導に関する事 ④ 臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の検討及び措置に関する事

	<p>こと</p> <p>⑤ 封じ込め対策に係る閉鎖対象学校の選定及び市立全学校の一斉閉鎖の検討に関すること</p> <p>⑥ 学校再開の検討に関すること</p> <p>⑦ 流通食材減少に伴う学校給食の計画変更等の検討に関すること</p> <p>⑧ 感染防止対策のための必要物資の準備に関すること</p>
学校給食センター班 (各学校給食センター)	① 部内の他班への応援に関すること
教育人事班 (人事課) (教職員課)	<p>① 流行地域等への学校職員等の派遣状況等の把握に関すること</p> <p>② 流行地域等への修学旅行・交流事業等の把握に関すること</p> <p>③ 学校閉鎖時の対応に関すること</p> <p>④ 学校再開の検討に関すること</p>
教育センター班 (教育センター)	① 部内の他班への応援に関すること
教育指導班 (教育指導課) (学びの連携推進室) (高校教育課)	<p>① 流行地域等への修学旅行・交流事業等の把握に関すること</p> <p>② 臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の検討及び措置に関すること</p> <p>③ 学校閉鎖時の対応に関すること</p> <p>④ 学校閉鎖に係る代替授業等の支援に関すること</p> <p>⑤ 学校閉鎖時の自宅学習教材等の作成に関すること</p> <p>⑥ 学校再開の検討に関すること</p> <p>⑦ 教職員と保護者の連絡体制の強化に関すること</p> <p>⑧ 体育館・校庭等の施設提供の準備に関すること</p> <p>⑨ 学校関係各班との連絡調整に関すること</p> <p>⑩ その他学校に関して他の班に属さないこと</p>
教育相談班 (教育相談課) (特別支援教育課) (教育相談課教育支援センター)	<p>① 臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の検討及び措置に関すること</p> <p>② 学校再開の検討に関すること</p> <p>③ 生徒指導の総括に関すること</p> <p>④ 教育相談の総括に関すること</p> <p>⑤ 特別支援が必要な児童生徒への対応に関すること</p> <p>⑥ 不登校児童生徒の総括に関すること</p> <p>⑦ 健全育成団体等への地域巡回等の協力依頼に関すること</p> <p>⑧ こころのケア対策に関すること</p>
生涯学習班 (生涯学習課)	<p>① 流行地域等からの施設利用者への対応に関すること</p> <p>② 封じ込め対策に係る閉鎖対象施設の選定及び施設の一斉閉鎖の検討に関すること</p>
文化財班 (文化財課)	<p>① 流行地域等からの施設利用者への対応に関すること</p> <p>② 封じ込め対策に係る閉鎖対象施設の選定及び施設の一斉閉鎖の検討に関すること</p>
博物館班 (博物館)	<p>① 流行地域等からの施設利用者への対応に関すること</p> <p>② 封じ込め対策に係る閉鎖対象施設の選定及び施設の一斉閉鎖の検討に関すること</p> <p>③ 施設ボランティアへの情報提供等に関すること</p>
科学館班	① 流行地域等からの施設利用者への対応に関すること

(科学館)	② 封じ込め対策に係る閉鎖対象施設の選定及び施設の一斉閉鎖の検討に関すること ③ 施設ボランティアへの情報提供等に関すること
市民図書館班 (市民図書館) (泉図書館) (宮城野図書館) (太白図書館)	① 流行地域等からの施設利用者への対応に関すること ② 封じ込め対策に係る閉鎖対象施設の選定及び施設の一斉閉鎖の検討に関すること ③ 施設ボランティアへの情報提供等に関すること
生涯学習支援センター班 (生涯学習支援センター)	① 流行地域等からの施設利用者への対応に関すること ② 封じ込め対策に係る閉鎖対象施設の選定及び施設の一斉閉鎖の検討に関すること ③ 施設ボランティアへの情報提供等に関すること ④ 新型インフルエンザ等発生時における市民センターの指定管理者との連絡調整に関すること
学校班 (各学校)	① 児童生徒の欠席及び感染状況等の把握に関すること ② 教育指導班等との連絡調整に関すること

## 議 会 部

担 当 局 (議会事務局) 部 長 (議会事務局長) 副 部 長 (議会事務局次長)	
庶務班 (庶務課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 ① 新型インフルエンザ等発生時における議会の事務に関すること ② 議員の罹患状況等の集約に関すること
議事班 (議事課)	① 新型インフルエンザ等発生時における議会事務に関すること
調査班 (調査課)	① 新型インフルエンザ等発生時における議会事務に関すること

## 水 道 部

担 当 局 (水道局) 部 長 (水道事業管理者) 副 部 長 (水道局次長、総務部長、給水部長、浄水部長)	
庶務班 (水道危機管理室) (総務課) (経営企画課) (財務課) (営業課)	【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】 ① 水道施設の安定的運営に係る総合調整に関すること ② 窓口対応状況及び水道施設運営状況の利用者等への情報提供に関すること

給水班 (計画課) (配水管理課) (南配水課) (東配水課) (北配水課) (西配水課) (給水装置課) (管路整備課)	① 水道施設の安定的運営に関する事 ② 給水体制確保のための優先業務の整理及び部内における相互応援体制の確立に関する事 ③ 配水所等における残留塩素量の監視体制強化に関する事 ④ 仙南・仙塩広域水道用水供給事業との連携強化に関する事 ⑤ 末端配水管における排流作業の実施検討に関する事 ⑥ 窓口対応状況及び水道施設運営状況の利用者等への情報提供に関する事
浄水班 (施設課) (水質管理課) (国見浄水課) (茂庭浄水課)	① 水道施設の安定的運営に関する事 ② 浄水場の浄水処理過程における塩素注入量の監視体制強化に関する事 ③ 浄水処理過程における必要薬品等の調達及び代替手段の検討に関する事 ④ 浄水場における年間作業工程の見直しに関する事 ⑤ 水道施設運営状況の利用者等への情報提供に関する事

## 交 通 部

担 当 局 (交通局) 部 長 (交通事業管理者) 副 部 長 (交通局次長、次長 (地下鉄担当)、総務部長、自動車部長、鉄道管理部長、鉄道技術部長)	
庶務班 (総務課) (経営企画課) (財務課)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関する事】</b> ① バス、地下鉄の運行体制等に係る総合調整に関する事
自動車班 (運輸サービス課) (輸送企画課) (整備課) (各営業所)	① 職員数に応じたダイヤ編成の実施に関する事 ② 封じ込め対策により一部地域が封鎖された場合における路線対応に関する事 ③ バス運行状況の利用者や他事業者への情報提供に関する事 ④ バス車内における感染防止対策に関する事
高速鉄道班 (営業課) (安全推進課) (駅務サービス課) (運転課) (総合指令所) (施設課) (車両課) (電気課) (富沢管理事務所) (荒井管理事務所)	① 職員数に応じたダイヤ編成の実施に関する事 ② 封じ込め対策により一部地域が封鎖された場合における路線対応に関する事 ③ 地下鉄運行状況の利用者や他事業者への情報提供に関する事 ④ 地下鉄車内における感染防止対策に関する事

担 当 局 (ガス局) 部 長 (ガス事業管理者) 副 部 長 (ガス局次長、総務部長、営業推進部長、お客さまサービス部長、供給部長、製造部長)	
庶務班 (総務課) (民営化推進室) (経営企画課) (財務課) (技術センター)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】</b> ① ガス施設の安定的運営に係る総合調整に関すること ② 必要資機材及び物品等の調達に関すること ③ 原料調達に関すること ④ 窓口対応状況及びガス施設運営状況の利用者等への情報提供に関すること
営業推進班 (営業企画課) (リビング営業課) (都市エネルギー営業課)	① ガス施設の安定的運営に関すること ② 窓口対応状況及びガス施設運営状況の利用者等への情報提供に関すること ③ 部内の他班への応援に関すること
お客さまサービス班 (お客さま設備課) (工事サービス課) (料金課) (お客さまセンター)	① ガス施設の安定的運営に関すること ② 窓口対応状況及びガス施設運営状況の利用者等への情報提供に関すること ③ 部内の他班への応援に関すること
供給班 (供給企画課) (導管管理課) (建設課) (保安センター)	① ガス施設の安定的運営に関すること ② 窓口対応状況及びガス施設運営状況の利用者等への情報提供に関すること ③ 部内の他班への応援に関すること
製造班 (港工場)	① ガス施設の安定的運営に関すること ② 窓口対応状況及びガス施設運営状況の利用者等への情報提供に関すること ③ 部内の他班への応援に関すること

## 市 立 病 院 部

担 当 局 (市立病院) 部 長 (病院事業管理者) 副 部 長 (院長、医療管理監、理事、次長、副院長、経営管理部長、医療安全管理担当部長、総合サポートセンター長、診療部長、医療技術部長、看護部長、救命救急センター長)	
本部運営班 (総務課、経営医事課 財務収納係)	<b>【各部庶務担当班共通処理事項に関すること】</b> ① 市立病院災害対策本部の設置運営に関すること ② 院外への新型インフルエンザ等の発生状況等の発信に関すること ③ 広報に関すること ④ 応援職員の管理に関すること ⑤ その他新型インフルエンザ等対策に関すること

物資施設班 (財産管理課)	① 医療機器の保守管理に関すること ② 医薬品及び診療材料等の確保に関すること
情報システム班 (情報システム課)	① 院内情報システムの維持管理に関すること
医事会計班 (経営医事課企画医事係)	① 医事業務に関すること
入退院調整・患者対応班 (総合サポートセンター)	① 入院中の新型インフルエンザ等の罹患者の入退院、転院の調整に関すること
安全管理・院内感染対策班 (医療安全管理課)	① 院内の衛生環境の整備に関すること
救急診療班 (診療部(救急科))	① 救命救急センターにおける新型インフルエンザ等の罹患者の診療に関すること ② DMAT等の受け入れに関すること
外来診療班 (診療部)	① 一般外来における新型インフルエンザ等の罹患者の診療に関すること
病棟診療班 (診療部)	① 入院中の新型インフルエンザ等の罹患者の診療に関すること
救急看護班 (看護部(救急外来))	① 救命救急センターにおける新型インフルエンザ等の罹患者の看護に関すること
外来看護班 (看護部(外来))	① 一般外来における新型インフルエンザ等の罹患者の看護に関すること
病棟看護班 (看護部(病棟))	① 入院中の新型インフルエンザ等の罹患者の看護に関すること
薬剤班 (薬剤科)	① 医薬品の管理に関すること ② 調剤及び製剤に関すること
放射線技術班 (放射線技術科)	① 放射線検査及び放射線診療に関すること ② 放射性同位元素の管理に関すること
臨床検査班 (臨床検査科)	① 臨床検査に関すること
栄養管理班 (栄養管理科)	① 栄養指導及び患者食の管理に関すること
臨床工学班 (臨床工学科)	① 医療機器の保守管理に関すること
トリアージ診療部門 (診療部、看護部、経営管理部、総合サポ-	① 新型インフルエンザ等の罹患者の診療及び看護に関すること ② 新型インフルエンザ等の罹患者のトリアージに関すること ③ 新型インフルエンザ等の罹患者の診療受付に関すること

トセンター、リハビリテーション科)	※ 罹患者が多数発生した等、新型インフルエンザ等の発生状況、規模に応じて院内対策本部が設置を決定する。
医療救護班 (診療部、看護部、医療技術部、総合サポートセンター)	① 院外での医療救護活動に関すること ※ 地域の新型インフルエンザ等の発生状況、規模に応じて院内対策本部が設置を決定する。
その他院内各部門	① 通常の事務分掌に基づく業務に関すること ② 院内他部門への応援に関すること



別表第4（第7条関係）

## 区本部事務分掌表

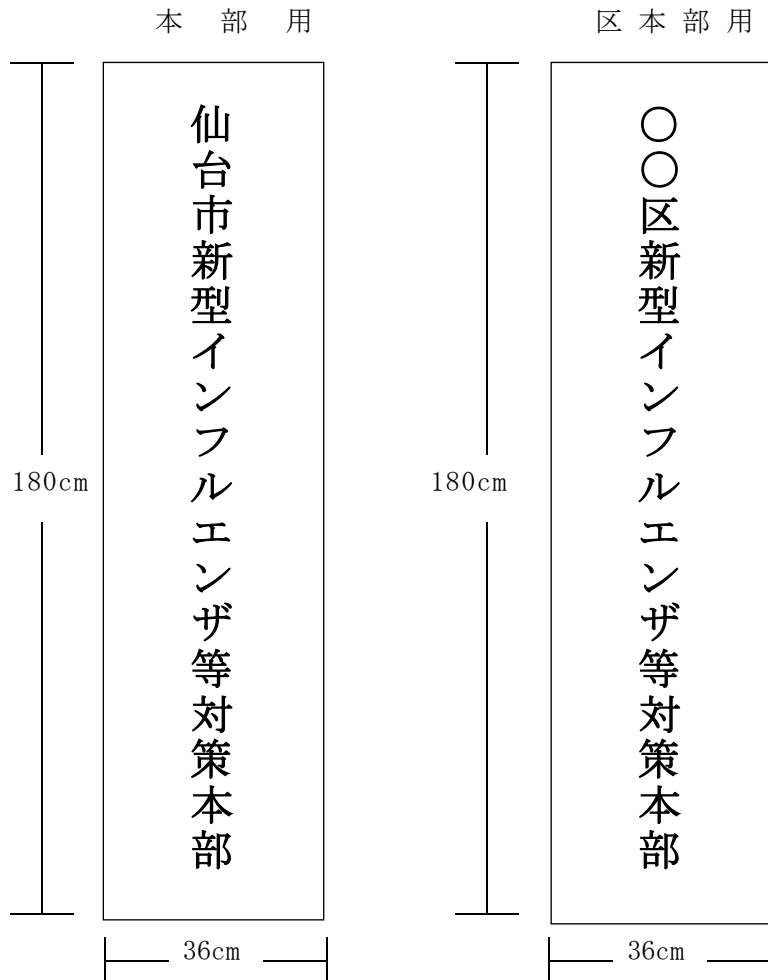
## 区 本 部 事 務 分 掌 表

区危機対策本部（各区） 本 部 長（区長） 副 本 部 長（副区長、総合支所長） 本 部 員（区民部長、まちづくり推進部長、保健福祉センター所長、保健福祉センター次長、建設部長、総合支所次長、宮城総合支所保健福祉担当部長）	
すべての班の 共通処理事項	① 業務の安定的実施のための体制の構築に関すること ② 罹患職員増加による出勤職員の減少に伴う業務体制の見直しに関すること ③ 所管業務の委託業者等への感染防止対策徹底の指示に関すること ④ 発生地域又はその周辺地域からの出張者等の受け入れ又は派遣の把握及び検討に関すること ⑤ 発生地域又はその周辺地域と関係する所管事業の把握及び検討に関すること ⑥ 所管事業（催し物等）の実施、中止の検討に関すること ⑦ 職場及び所管施設における感染防止対策に関すること ⑧ 所管施設における臨時休館、再開等の検討に関すること ⑨ 所管施設との連絡調整に関すること ⑩ 新型インフルエンザ等対策の実施に係る所管施設の提供及び準備に関すること ⑪ 市民・事業者への支援対策の周知に関すること ⑫ 職員に対する研修会等の実施に関すること
総務班 （区民生活課） （地域力推進担当） （まちづくり推進課） （区中央市民センター） （総務課） （戸籍住民課） （税務会計課） （海浜エリア活性化担当：ただし、宮城野区に限る） （海浜エリア活性化企画室：ただし、若林区に限る） （泉中央地区活性化推進室：ただし、泉区に限る）	① 各局区新型インフルエンザ等対応計画及び各種ガイドライン等の作成及び見直しに関すること。 ② 区本部事務局に関すること ③ 職員の罹患及び欠勤状況等の集約に関すること ④ 区本部所管施設における感染防止対策及び運営状況の集約に関すること ⑤ 各班との連絡調整に関すること ⑥ 本部、他部、他区本部との連絡調整に関すること ⑦ 新型インフルエンザ等対策活動の記録保存及び報告書作成等に関すること ⑧ 区本部内の支援ニーズの把握に関すること ⑨ 他の部又は区本部への応援職員の派遣に関すること ⑩ 他の部又は区本部からの応援職員の受け入れに関すること ⑪ 特定接種の調整に関すること ⑫ 地域の防犯対策に関すること ⑬ 他班に属さないこと
保健福祉班 （管理課） （家庭健康課） （保育給付課） （障害高齢課） （介護保険課）	① サーベイランスの実施に関すること ② 動物のサーベイランスに関すること ③ 積極的疫学調査の実施に関すること ④ 感染症法に基づく患者及び濃厚接触者への対応に関すること ⑤ 住民接種の実施に関すること ⑥ コールセンター並びに帰国者・接触者相談センターの設置等に関すること

<p>(保護課：ただし、青葉区及び太白区においては保護第一課、保護第二課) (保険年金課) (衛生課)</p>	<p>ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 患者の早期発見、診断・医療体制に関すること</li> <li>⑧ 感染防止対策の啓発に関すること</li> <li>⑨ 社会福祉施設における感染拡大防止策に関すること</li> <li>⑩ 要援護者等への生活支援に関すること</li> <li>⑪ こころのケア対策に関すること</li> </ul>
<p>建設班 (公園課) (道路課) (街並み形成課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 部内の他班への応援に関すること</li> <li>② 他の部又は区本部への応援に関すること</li> </ul>
<p>総合支所班 (各総合支所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合支所班事務局に関すること</li> <li>② 職員の罹患及び欠勤状況等の集約に関すること</li> <li>③ 所管施設における感染防止対策及び運営状況の集約に関すること</li> <li>④ 区本部との連絡調整に関すること</li> <li>⑤ 総合支所班内の支援ニーズの把握に関すること</li> <li>⑥ 地域の防犯対策に関すること</li> <li>⑦ 他の部又は区本部への応援に関すること</li> </ul>

別図1（第11条関係）

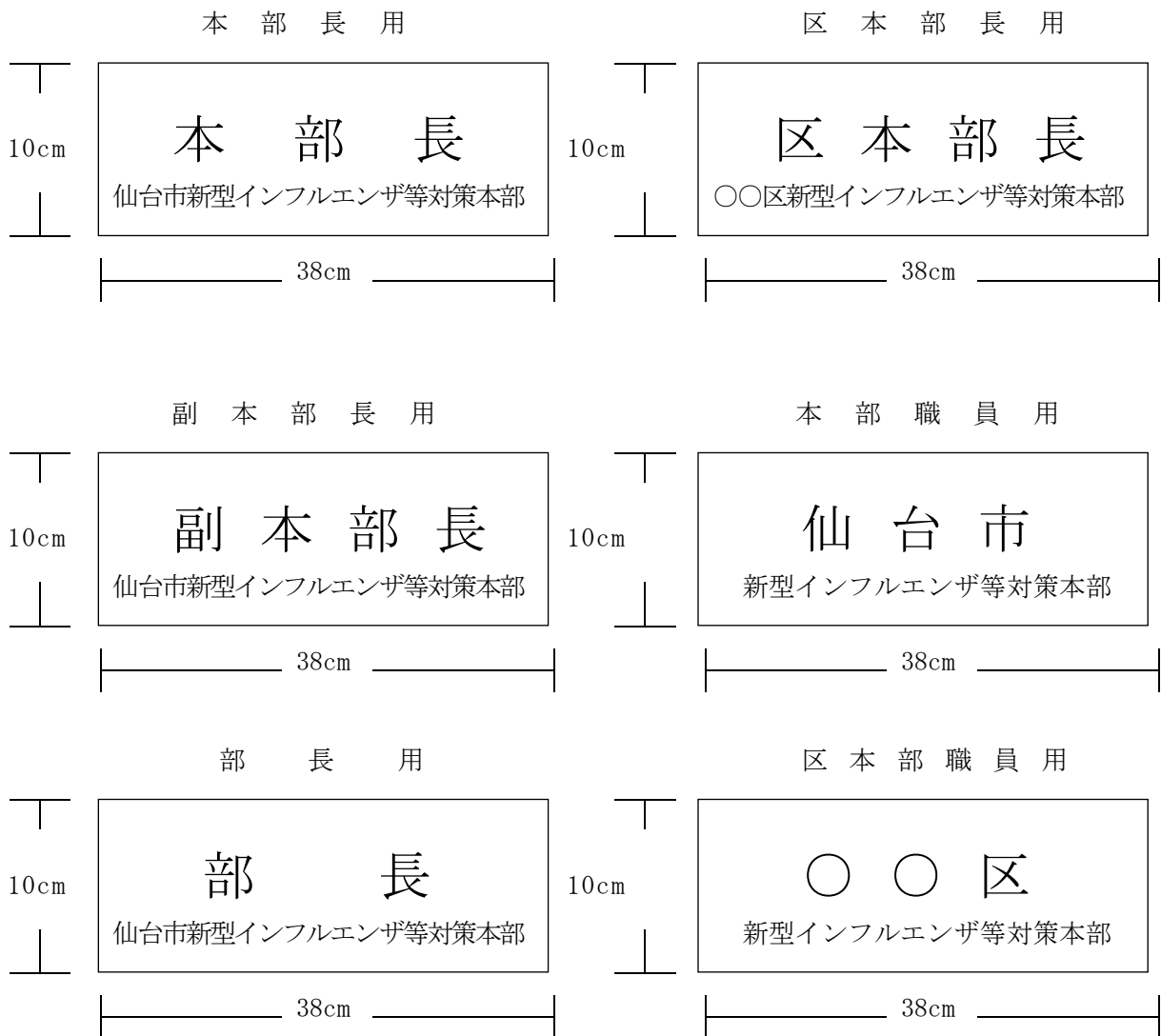
表 札



規格：木製等とし、文字は黒色とする。

別図2（第11条関係）

腕章



規格：台地は赤色とし、文字は黒色とする。